

葛城 新

1. 視点 “経団連としても、人件費、エネルギーコスト、法人税など高コスト構造をつくりだしている問題に切り込んでいる”（前田経団連副会長）エネルギーコスト即ち電気ガス料金は欧米の三倍程度で高コスト原因の一つであるが経団連の指摘にもかかわらず、規制官庁たる通産省の電力、ガス会社への規制は一向に効き目がない。消費者の声も聞かれない。
2. 通信料金も NTT 民営化後その独占分野の電話加入料、基本料金、市内料金、公衆電話番号案内、電報等はむしろ値上げの歴史で、リストラによる給与の減少や消費税の値上げとあいまって国民生活を圧迫している。もともとエネルギーコスト高と同様この問題はアメリカの NTT アクセスチャージ値下げ要求のようにマスコミで取り上げられないで、郵政省の規制力の弱さは通産省と同様実感されない。インターネットの普及の遅れは、CATV 普及の遅れとあいまって料金高と市内電話という NTT の反競争的独占に依存するだけに、IT 革命の推進を進めるには、阻害の除去、競争政策の実現が不可欠である。先ずこのような現状を分析し、意見として対策提言を述べる。立場は IT 革命の利益を主権者たる国民が如何に享受するかである。
3. ベルの電話特許を買って明治政府が電話普及に努めたおかげで、戦前はピークで 200 万回線に達した日本の電気通信事業は戦災で 20 万回線に減少し、いわばゼロからの出発を余儀なくされた。公社組織により高額の電話加入料及び料金を背景に資本の蓄積を果たし、公社の民営化時点の 1985 年には 5000 万回線以上に達し先進国の仲間入りを果たした。戦後郵政省が設置されたが、通信政策は公社任せで憲法 84 条によって国会の議決を必要とした公社の電話料金案は、公社職員が郵政省に出向して作成していた。アメリカを除いて国家が独占していた諸外国の通信事業は、日本では社会主義（国が新しい技術を安い料金で国民に普及させる）の原則にもかかわらず、ソ連邦の官僚と同様官僚によって蝕まれていった。戦後アメリカの制度を学んで設置された独立行政機関たる電波管理委員会はテレビ放送免許付与の時廃止され、郵政省は郵便、放送、通信の規制権限をもつことになるが、その後先進国アメリカの政策、ルールを学ばず汚点を残すことになる。通信事業は上に述べたとおりだが、放送行政では、FCC の新聞社による放送局保有禁止ルールにもかかわらずテレビ免許を日テレ他に与えた為、NHK に対する優遇策とあいまって大新聞社による民放、世論支配が実現する。郵政省や NTT の発表する改策は、戦前の大本営発表と同様何ら批判されず公表される。アメリカの判例理論の一つでベルシステム分割を和解させた修正同意審決でも採用された、

思想の自由市場の考え方（合衆国憲法修正第一条の目的は、よどみない思想の自由市場において究極的には真理が支配するであろうから、それを擁護するのであって、思想の独占を支持するわけではない）が通信、放送分野にも採用されている。憲法 14 条、19 条、20 条は修正 1 条を学んで制定されたが、日本では学ばれることがなく既得権を擁護する手助けを郵政省がになった。郵便行政でも郵便労働者の自由権を制限する規制と法廷闘争に躍起になり欧米先進国の公務員には例を見ない自由制限は、反国民的“功績”になっている。（昭和 40 年代の最高裁判決である猿払事件、全通中央郵便局事件等参照）。公社は、自由化にあたって郵政省の性格を見逃すことはなかった。電気通信事業法に NTT の安泰をはかるため郵政省に対称規制という餉を与えたのである。国が民営化後も NTT の大株主という利権と NTT 組合員の利益擁護という政治的圧力に屈し、さうに自らの天下り機会増大のため反競争的規制に終始した。公務員が準公務員（NTT 職員）を規制できるはずがないから結局新電電に対する無益な規制をした、その犠牲は、国民と一部の事業者が負うことになる。

4. アメリカ、イギリスおよびその法制をまんだ大半の国の通信基本法には、政府の事業者間の有効な競争を促進する義務を定める。憲法の名冠へは権力を濫用しがちな公務員もふくまれるが、通常の法律もそうである。規制の権限は政府の義務を達成する為にのみ正当化される。日本にはそれがない。立法の不備である。アメリカでは連邦通信法及び詳細な会計ルール、アクセスチャージルール、料金ルール等は支配的事業者がその支配力を濫用しないよう配慮し、非対称規制によって弱小事業者が相互接続の拡大と公正な料金負担によりサービスを展開できる。そのさい支配的事業者が負っているユニバーサルサービスの経費負担をクリームスキミングしないよう又内部相互補助により経費賦課が恣意的にならぬよう、規制当局が目を光らすことが必要になる。今回の事業法の改正は立法院と郵政省の怠慢により完全で、何をこの 15 年学んだのか疑問である。競争という文言は、事業者の料金につき政府の変更命令を定める一項目しか見出せない。反競争的行為は、事業法で問題にされなければ、独禁法で問題になるが、規制された事業者及び一般利用者の声は各地の公取に届いても官庁の出向職員によって振りつぶされる。参入許可における需給調整条項の撤廃は、規制緩和でなく郵政省の責任転嫁である。もし規制緩和であれば、事業者は事業リスクを自己責任負担の原則で負うことを貫徹させ、周波数割り当て通信事業なら、アメリカのごとくオークションによる周波数買取策を講じるべきところ、免許付与の基準は不透明極まりない。国家財政危機の救済策を講じることのできないものは、大蔵省も予算配分に難色を示すに違いない。本音はボケベル、PHS 事業等の参入政策の失敗を糊塗しようとするに違いない。PHS の技術的欠陥〔音質はセルラー電話よりクリアであるが〕三社競争体制による供給過剰を認識しながら、漫然と座視し、NTT に対するアクセス料、相互接続規制等権限行使が充分ではなかったからである。天下りに汲々とする割には電力系のオカル各社

に大入りしたとはあまり聞かない。世論操作と訴訟をあまり好まない国民性とあいまって無駄な投資をさせた行政責任は不問になりそうである。行政責任の隠れみのある電気通信審議会のメンバー選任ルールもなにも、現会長那須氏（元東電社長）をまつりあげた行為は、火の粉がみずからに飛んでくることに対するファイアーアウト構築であろう。FCC 委員の選任ルールによればメーカー出身等利害関係のある者、あつた者を委員になることを排除している。郵政省の規制の犠牲者になったといわれる電力系通信会社の利害関係者たる那須氏は好ましい会長ではない。

5. 以上述べた郵政省の政策の一端の分析から、彼らの反国民、反国家的（神の国の教育で育った戦中の者としては匪賊、非国民的）性格が浮かび上がる。ソ連邦を崩壊させたのは社会主義理論ではなく國賊官僚の独裁なのである。日本国家を崩壊させるのはかかる独裁官僚である。21世紀の通信を崩壊させないようにするには事業者のダイナミズムを發揮させ、国民がその便益を享受する体制を構築する必要がある。先ず憲法の原則を確認しよう。“公務員の選定および罷免は国民固有の権利である（15条1項）。退出及び合併させられた事業者は数多におよぶ。その亡靈は NTT を規制できなかつた郵政省の責任を追及し罷免を要求するに違ひない。官僚の民主的統制が担保されない制度にあっては、先ず通信、放送の近代化からはじめる必要がある。
6. 意見募集事項の現状分析を要約する。
①ネットワーク構築構造、電気通信事業の将来像 資本主義の宿命である過剰な設備をどのように廃棄、再生するか、国家安全全のためのバックアップ回線、国民非常事態のための回線確保と情報提供を誰が担うか。具体策は何もない。携帯端末のただ配りの使い捨てを助長するアナログ、デジタル、IMT2000 の転換政策は、循環型社会ひいては地球環境への配慮不足で、いつか無駄使いのつ子を負うであろう。偏在する鉄塔は誇りのシンボルではない。国内矛盾を解決できないものは携帯電話技術で世界を制覇できない。理論的、政策的裏付けがなければ明るい将来図は描けない。ましてやマスメディア政策によって批判精神を忘れた国民はなおさらである。1985年以来の郵政省の作文を読み直しても何うそれをえがけない。
②競争の基本的枠組み アメリカの法制度、政策を学びきらず政治的王力に屈した事業官庁の悲哀が浮かんでくる。郵政研究所は一体なにをやったのか。アメリカに学んだ派遣生の成績はどうだったのか。国民は欧米留学の成果を取り入れて近代化を成し遂げた明治の官僚と郵政官僚の相違を認識し始めている。ベルシステムの分割は仮定的根拠は、市内は自然独占、長距離は競争のテーゼであった。無批判に飛びついたわが国は、国が大株主の NTT を放置して、長距離と地域で競争が始まった。競争の基本的枠組みがなく、稻盛商法のアダプタ一戦争と素人集団である地域系通信会社の無駄使いの疲れが、この15年間累積した。昭和15年間の戦争の成果が、現憲法であったことは、よく知られているが、やっと憲法を作るときになった。
③NTT グループの位置付けと公正競争の確保

自由化後の枠組みと現在は、基本的には変化がない。持ち株会社、県内通信、長距離通信の各社分離の効果は、イーコンアクセスの表面的実現であるがアクセスチャージのアンバンドル化はまだである。公正競争のためには郵政省の天下りをなくすことが先決である。さらに弱肉強食の時代を生きるためにには現在の NTT でよいかは疑問視される。NTT をぶんりして無駄をつくるよりは分計を徹底し、不当な内部相互補助を防止して競争ルールは作れたはずである。

④ユニバーサルサービスの確保

横文字の定義は、不十分だがアメリカの通信法の意義と同一とすると、必ずラノフライインサービスの欠如が指摘される。生活保護世帯、高齢者、身障者さらに外人労働者が人間の尊厳を確保するために割引固定電話サービスが受けられるようファンドを用意し利用者、国、事業者が分担すべきである。現在地方公共団体に申請する方策は利便性に欠ける。このサービスの受益者の中から通信技術の天才が現れんとも限らない。貧富の差が拡大する 21 世紀には不可欠の制度である。離島その他人口密度の小さい地区でのサービス維持も同様な考え方である。

⑤通信主権等の確保

明治初期の逓信省は大北テレコム社に海外通信の一手営業権を渡し、その不平等契約は 70 年も是正されなかつた事実は忘れてはならない。電気通信の国際条約は通信主権は尊重されるべしと規定する（原文は recognize）にもかかわらず、郵政省はなんら方策をうてない。マルクスは、植民地インドのイギリスの支配を当初鉄砲や大砲で始ましたが、後に電気通信で強化されたと論じている。電気通信とは、C&W 社の大西洋ケーブル敷設がインドまでおこんだことを意味する。アメリカは、植民地日本の支配を電気通信で完成しようとしている。郵政省の主権意識や日米安保体制下の三権国家日本では通信主権確保は困難である。軍事力によるアメリカの日本の支配が戦後始まり、アメリカの通信技術、政策でこの支配は強化されている。主権の尊重は相互主義が原則である（日米友好通商条約議定書 4 参照）。C&W が 1987 年 IDC を設立して以来外資の活躍のみ目立ち、日本事業者のアメリカ、イギリスにおける事業はまだ目立たない。外国の干渉に対して国益を論じられぬ國試官僚の汚名が、マスコミにでたのは周波数免許権限と関連がありそうである。

⑥電気通信事業における研究開発体制のあり方

NTT は民営化後から湯水のように使えた研究開発費が使えなくなったので、技術力の低下を嘆く、分離後も同様なことを主張する。メーカーは高い製品を買ってくれた NTT 民営化前の甘い汁を、しばらく新電電各社に売ることによりむさぼり、その利益を補填して外国の斬新な規格で物を作り外国に安く売り、日本で高く売る構造が継続されている。この 15 年間の研究成果は何か。郵政省は公表すべきである。さしたるもののがなければ、原因を究明するべきである。研究者の質の低下、問題意識の低下等に気をつけなければならない。研究費がふんだんにあっても技術が高まるのではない。また良い技術が生き残るわけではない。体系的に理屈に合っているか、無駄はないかが良い技術の観点である。NHK とメーカーが寄つてたかつて MUSE ハイビジョン方式を開発した

が、すべてのシステムがデジタルでなかった故にアメリカ方式がそれを超えた。問題は、NHK や NTT の体質であろう。⑦利用者利益の確保　　日本の公共料金の悪しき伝統である高額の加入料及び基本料がそのまま民営化後の NTT にも継承されたことは、経団連が指摘する高コスト体制の原因で、利用者の利益に反する。アメリカではかような料金が何のコストに賦課されるか明らかにせよ、さもなくば利用者 (ratepayer) は支払わないとの訴訟が 70 年前に連邦最高裁で審議され判例の形成がなされた。したがって電話加入料は安く (日本の 5% 程度)、基本料は日本とほぼ同額であるが、市内料金は原則それに含まれる。これによってインターネットの普及は容易になる。日本はいびつである。高い固定電話加入料を潜脱するため比較的加入料の安い携帯電話の加入が伸びる。携帯電話の通話料を比較的安くするために公衆電話の料金を上げ、しかも公衆電話の数を減らす政策をとる。不当なアクセスチャージのゆえまだ携帯通話料金は高い。そこで携帯を利用したイーメールが普及する。滑稽な現象を見るか利用者利益の確保とみるか。街角で、若者やサラリーマンが携帯電話のボタンを押す光景は猿の芝居にててきそうである。50 年以上も前に、セルラー電話の原理を見つけたベル研の有線と無線の技術者間の論争は究極の電話は一体何かであった。アメリカではまだ決着がついていない。両者の競争により真理にいたると見ている。日本」はスタートで問題がある。日本の利用者は囚われている。(captive user)

7. 提言　　以上を前提に次の提案をしたい。
- A. 独立行政委員会の設置　　審議会行政に決別する。専門家が養成されない。責任ある行政がなされない。5 名の委員の党派的代表はやむをえない。アメリカのように与党側 3 名、野党側 2 名とする。職員は公募する。もっとも憲法感覚豊かな郵政職員も試験に受かればなれる。世界の模範になる規則を制定し支配的事業者のみ規制する。　　こうなれば通信法学が隆盛をきむめるであろう。通信専門のアメリカの弁護士が進出しない前に対策を講じないと、民事訴訟法の改正とあいまって、行政訴訟、独禁法訴訟が多発し、国が敗訴し、郵政省の愚策が天下の笑いものになろう。
 - B. アメリカの情報霸権主義にたいして相互主義の見地から毅然とした態度をとる。　　NTT のヴェリオ社買収事件等では事業者を支援して郵政省として国益擁護の発言をしないと、弱いものいじめ (対称規制者)、責任転嫁の歴史的汚点は免れない。電議審に責任を転嫁できない。
 - C. 天下りを廃止し税金の無駄使いの恐れのある郵政省許可法人、財團の統廃合をすすめる。役立たずの天下り職員は高コスト体制の原因である。
 - D. 周波数の有限に鑑み国家財政危機を乗り切るために、周波数免許の有料化を推進する。不透明な免許付与は事業者を陥落させる。コスト意識を徹底させる。FCC の fairness doctrine を学んだ放送法 1 条は、形骸化したままデジタル化を迎える、さらに何ら展望すらない概念の一人歩きである通信と放送の融合をむかえる。しかるに電柱共架のルールすら解決していない。
 - E. 料金制度透明化　　NTT を規制するルールの不在を是正

する。郵政では不可能であろうから独立行政委員会の設置にゆだねる。F.公開討論の場の設定　電議審ではなくフォーラムで討議する。電気通信事業法§4条によれば、かかる政策の電議審への諮問権限はないからである。法の支配、法治主義の原則をふみにじる官僚の本質が、露呈された。電子商取引分野は、およそ郵政省に触れられたくないぶんやである。それよりまず郵便事業の近代化を実現してはどうか。

以上